

平成 15 年 3 月 7 日

各 位

三井トラスト・ホールディングス株式会社
東京都港区芝三丁目 3 3 番 1 号
(コード番号 8309)

優先出資証券発行に関わる子会社設立について

今般、当社は、海外子会社による優先株式（優先出資証券）の発行を目的として、英領ケイマン諸島に当社の 100%出資子会社“ MTH Preferred Capital 3(Cayman)Limited ”を設立することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

本優先出資証券は、ケイマン諸島特別目的子会社が発行する配当金非累積型永久優先株式であり、三井トラスト・ホールディングスの普通株式への交換権は付与されません。本優先出資証券は、ケイマン諸島特別目的子会社を設立後、私募の形態によって、本年 3 月末を目処に下記概要にて発行する予定であり、当社及び当社子会社である中央三井信託銀行株式会社の自己資本比率における基本的項目（Tier1 資本）の増強に資するものであります。

以 上

記

優先出資証券発行概要

発行を予定する優先出資証券の概要は以下の通り

発行会社	MTH Preferred Capital 3(Cayman)Limited（英領ケイマン諸島法に基づいて、ケイマン諸島に新たに設立される、三井トラスト・ホールディングスが議決権を 100%所有する特別目的子会社）
発行証券の種類	配当金非累積型永久優先株式
発行総額	300 億円程度を予定
資金使途	発行代わり金は、最終的に中央三井信託銀行の資本増強に全額使用される
残余財産請求権	本優先株式は三井トラスト・ホールディングス優先株式と実質的に同順位の残余財産請求権を保有する
発行形態	私募

本発表資料は情報の提供を目的とするものであり、本発表資料により何らかの行動を勧誘するものではありません。